



Marine Accident Inquiry Agency

マイアニュースレター

海難審判庁

No. 27

平成17年9月

～ 海難防止へのメッセージ ～



4 省庁が連携して全国一斉にキャンペーンを展開！！	1
漁船海難の発生状況は？（平成16年）	2
漁船海難事例（6事例）	3
トピックス	8

漁船海難の防止及び海難に伴う死亡・行方不明者の減少へ向けて 4 省庁が連携して全国一斉にキャンペーンを展開！！ 「漁船海難防止強化旬間」 9月21日（水）～30日（金）

平成16年の漁船海難は、大小合わせて1,203隻で、130人もの方の尊い命が失われており、漁船海難の防止策を強力に推進していく必要があります。

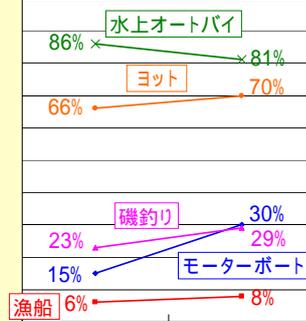
このため、海難審判庁、海上保安庁、国土交通省海事局及び水産庁の4省庁が連携し、9月21日～30日の間を「漁船海難防止強化旬間」として、漁船海難の防止及び海難に伴う死亡・行方不明者の減少へ向けて、全国一斉にキャンペーンを展開します。この中で、海難審判庁は、漁業者等を対象とした海難防止講習会や訪船指導などを通じて、漁船の航行・操業中の安全確保とライフジャケット着用の必要性を呼びかけていくことにしています。

目指せ着用率 100%！

海上保安庁が航空機から調査したライフジャケット着用率をみると、モーターボートが30%、ヨットが70%にまで向上したのに比べ、漁船では、着用率が少し向上したものの、わずか8%に留まっています。

漁ろう作業の邪魔にならないようなポケット型のライフジャケットもありますので、着用率100%を目指しましょう！

ライフジャケット着用率
(海上保安レポート2004・2005から)



ライフジャケットを着ける！
それが「親子の約束」



各地で海難防止講習会を開催！

海難審判庁では、7月下旬の全国海難防止強調運動期間中や漁船海難防止強化旬間に先がけて、全国各地で漁業者等を対象とした海難防止講習会を開催しました。



講習会の模様（淡路市）

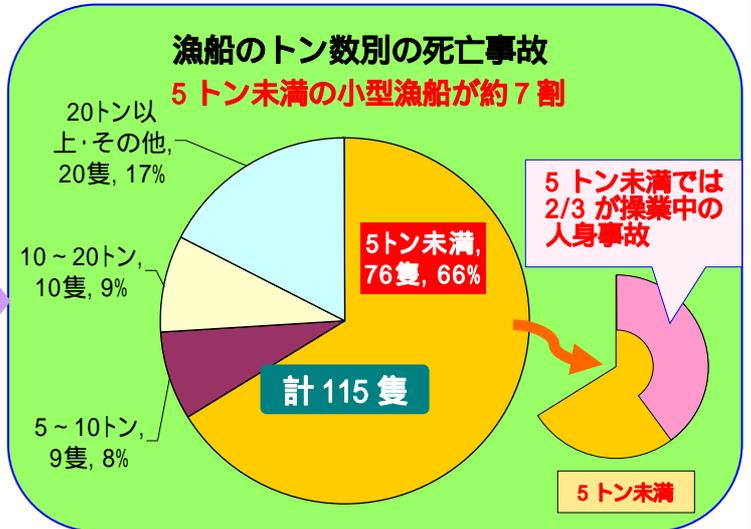
主なものとして、門司地方海難審判庁・理事所では、7月20日～29日の間、関門地域漁ろう安全協会主催の海難防止講習会(12カ所)において漁業者等556人に対し、また、仙台地方海難審判理事所では、7月20日八戸地区漁業協同組合所属の底びき網漁船の乗組員80人に対して、さらに、神戸地方海難審判庁では、9月1日兵庫県漁業協同組合連合会主催の「漁業者の救命講習会」において漁業者等25人に対し、それぞれ漁船海難の事例を紹介して、漁船海難の防止とライフジャケット着用の必要性を強く訴えました。

漁船海難の発生状況は？ (平成 16 年)

死亡事故は、5 トン未満の小型漁船が約 7 割

平成 16 年に発生した漁船海難は、1,203 隻で、このうち 115 隻で 130 人が亡くなっています。115 隻のうち、76 隻が 5 トン未満の小型漁船で全体の約 7 割を占めています。

死亡者が発生した海難は、操業中における海中転落や漁ろう機械への巻き込みなどの人身事故が 79 隻で、全体の約 7 割を占めており、次いで、転覆や船舶同士の衝突によるものが増えてきています。



115 隻で 130 人が死亡

死亡事故の約 7 割が操業中の人身事故

操業中の人身事故 79 隻(69%)

ライフジャケットの着用！



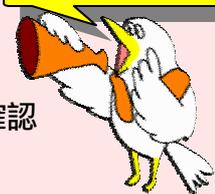
海中転落... 操業中の船体の動揺に注意

網や綱に巻き込まれないように！

漁ろう機械への巻き込み... 作業中の安全確認

慣れた作業でも細心の注意を！

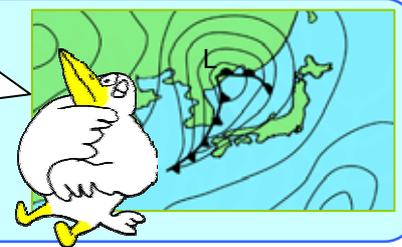
一声かけて！



転覆 17 隻(15%)



まずは気象情報の入手が大切
時化てきたら早めの帰港を！



衝突 15 隻(13%)



操業中や漁獲物の選別中
でも見張りを忘れずに！



乗揚等 4 隻(3%)



疲れが出やすい帰りの
居眠りに注意！

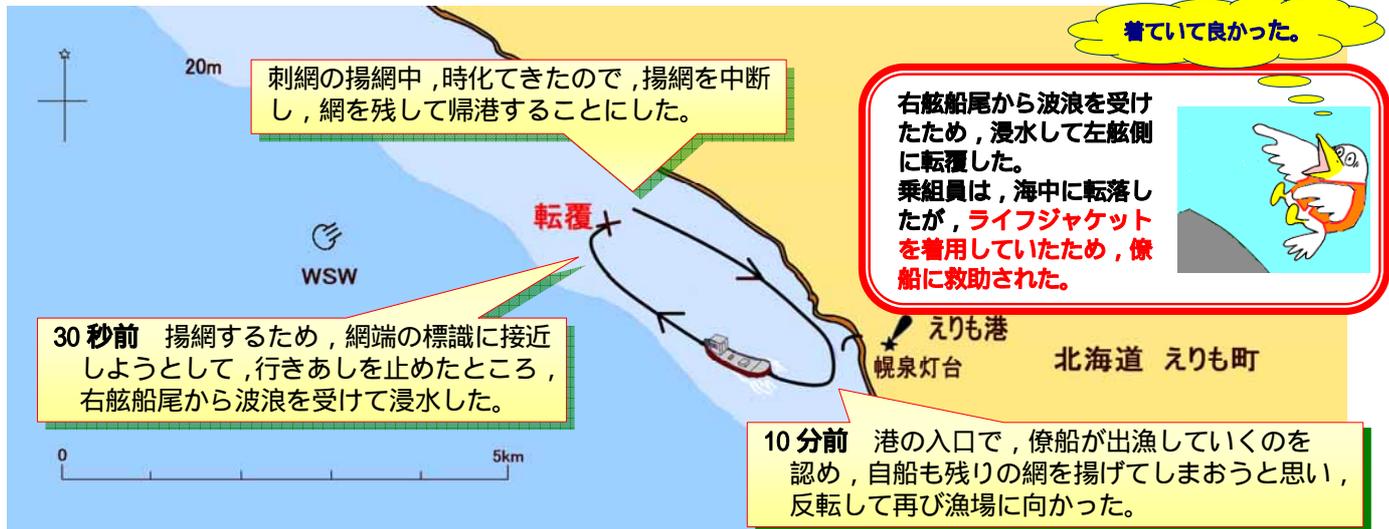


時化の中で揚網作業中，船尾から波浪が打ち込んで浸水・転覆

T丸：2.6トン 2人乗組み 登録長9.28m 刺網揚網中
 発生日時・場所：平成15年11月25日08時00分 北海道えりも港北西方沖合
 気象等：雨 風力5 西南西風 下げ潮中央期 波高2m

海難の概要

T丸は、えりも港北西方沖合において刺網の揚網中、西南西の風が強まり時化してきたので、揚網を中断してえりも港へ帰港することにした。港の入口付近で僚船が出漁していくのを認めたので、自船も残りの網を揚げてしまおうと思い、反転して再び漁場に向かった。漁網の標識に近づき網を揚収しようとして停止したところ、右舷船尾から波浪を受けて浸水・転覆した。乗組員は海中に投げ出されたが、**ライフジャケットを着用していたため、僚船に救助された。**



時化きたら、一声かけて早めの帰港を！

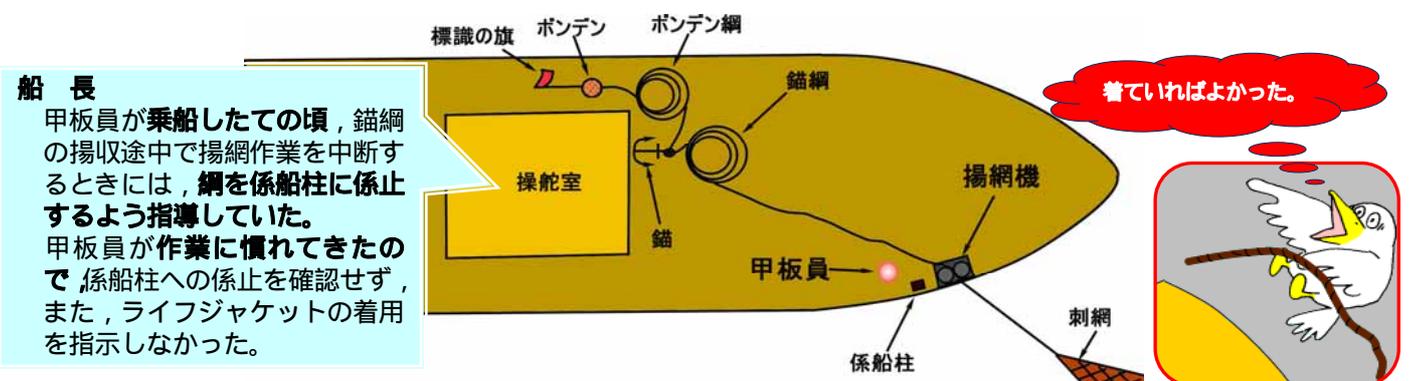
冬の北海道では、一分一秒が命取りとなります。ライフジャケットの着用が全てです。時化きたら、お互いに声をかけ合って無理な操業をしないようにしましょう！

揚網作業中，走出した網に足をとられ，乗組員が海中に転落

F丸：5.71トン 2人乗組み 登録長11.50m 刺網揚網中
 発生日時・場所：平成14年10月16日15時30分 福島県小高町東方沖合
 気象等：晴 風力1 北西風 下げ潮中央期

海難の概要

F丸は、福島県小高町東方沖合において刺網の揚網中、漁網がプロペラに絡まったため、揚網作業を中断して、絡網の除去作業を行っていたところ、揚網機に挟まれていた錨網が外れて船外に走出し、揚網機のそばで待機していた甲板員が、走出した網に足をとられて海中に転落した。**ライフジャケットを着用していなかった甲板員は溺死した。**

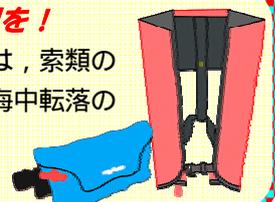


基本動作の徹底と安全確認を！

甲板作業の基本動作・・・漁具や索類を踏まない、またがない、コイルに足を入れない、作業中断時は索類に係止して走出を防止する。慣れた作業でも、一声かけて安全確認を！

ライフジャケットは必ず着用を！

狭く漁具が置かれた甲板上には、索類の走出や船体の動揺などによる海中転落の危険が潜んでいます。操業時には必ず着用しよう。



揚網作業中，甲板員がローラーから外れた浮子網に跳ねられて海中に転落

Y丸：まき網漁船 135トン 21人乗組み 全長 45.6m
 発生日時・場所：平成 15年 9月 30日 04時 20分 東シナ海
 気象等：曇 北東風 風力 5 うねり約 3m

海難の概要

まき網を投網後，船首ローラーから浮子網を巻き込み作業中，うねりによる船体の上下動で船首が大きく下がったとき，船首ローラーの止め金具が掛けられていなかったため，同ローラーから浮子網が外れ，甲板員が跳ね飛ばされて海中に転落し，**ライフジャケットを着用していなかったため，行方不明となった。**

- ・部員の中では**最年長者**で甲板上での作業を指揮していた。
- ・**ライフジャケットを着用していなかった。**（安全帽，カッパ，長靴を着用）

・日頃から止め金具を掛けていなかった。

・うねりで船首が上下動していた。

甲板員

船長

漁ろう長

船舶所有者

- ・船首ローラーの止め金具を**掛けるよう指示していなかった。**
- ・ライフジャケットの着用を**指示していなかった。**

このような状況で・・・

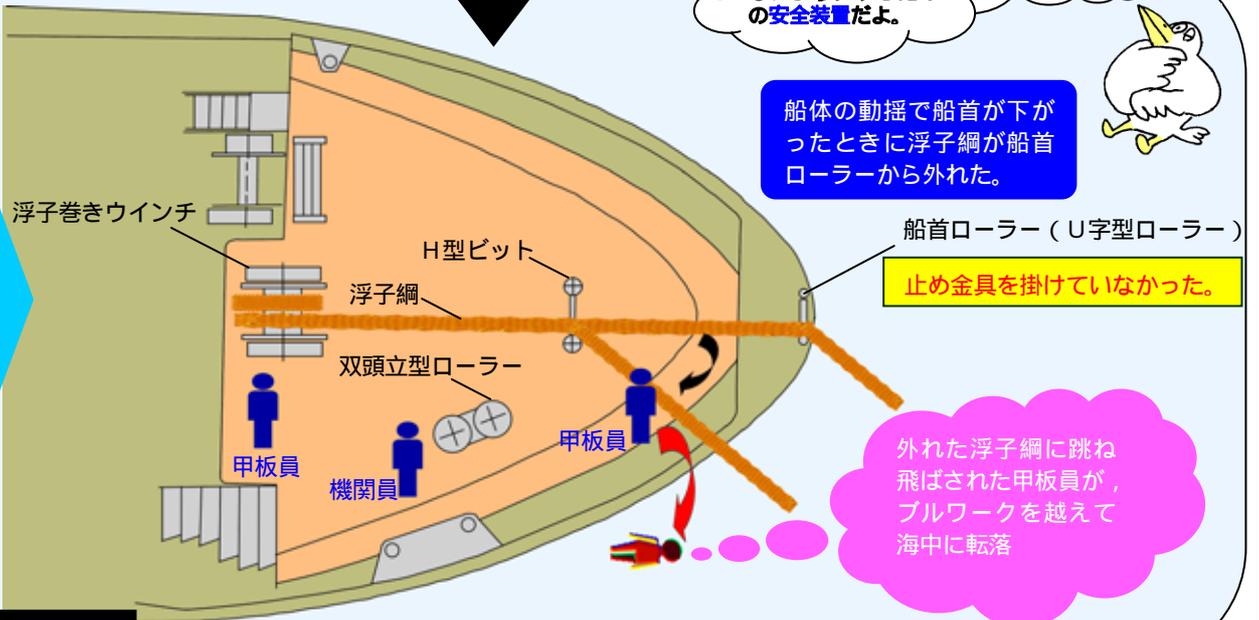
止め金具は，浮子網がローラーから外れないようするための**安全装置**だよ。

船体の動揺で船首が下がったときに浮子網が船首ローラーから外れた。

船首ローラー（U字型ローラー）
止め金具を掛けていなかった。

外れた浮子網に跳ね飛ばされた甲板員が，ブルワークを越えて海中に転落

船尾からのうねりにより，船首が大きく上下動していた。



事故防止のためには



安全な作業手順の周知徹底 **と**

安全な作業手順を周知徹底し，一声かけて安全確認を

みんなで取り組み

ライフジャケットの着用 **で**

簡易型もあるよ！



いつも着用

毎日の操業の安全安心 **を！**

Safety 漁ろう

家族の笑顔が一番！

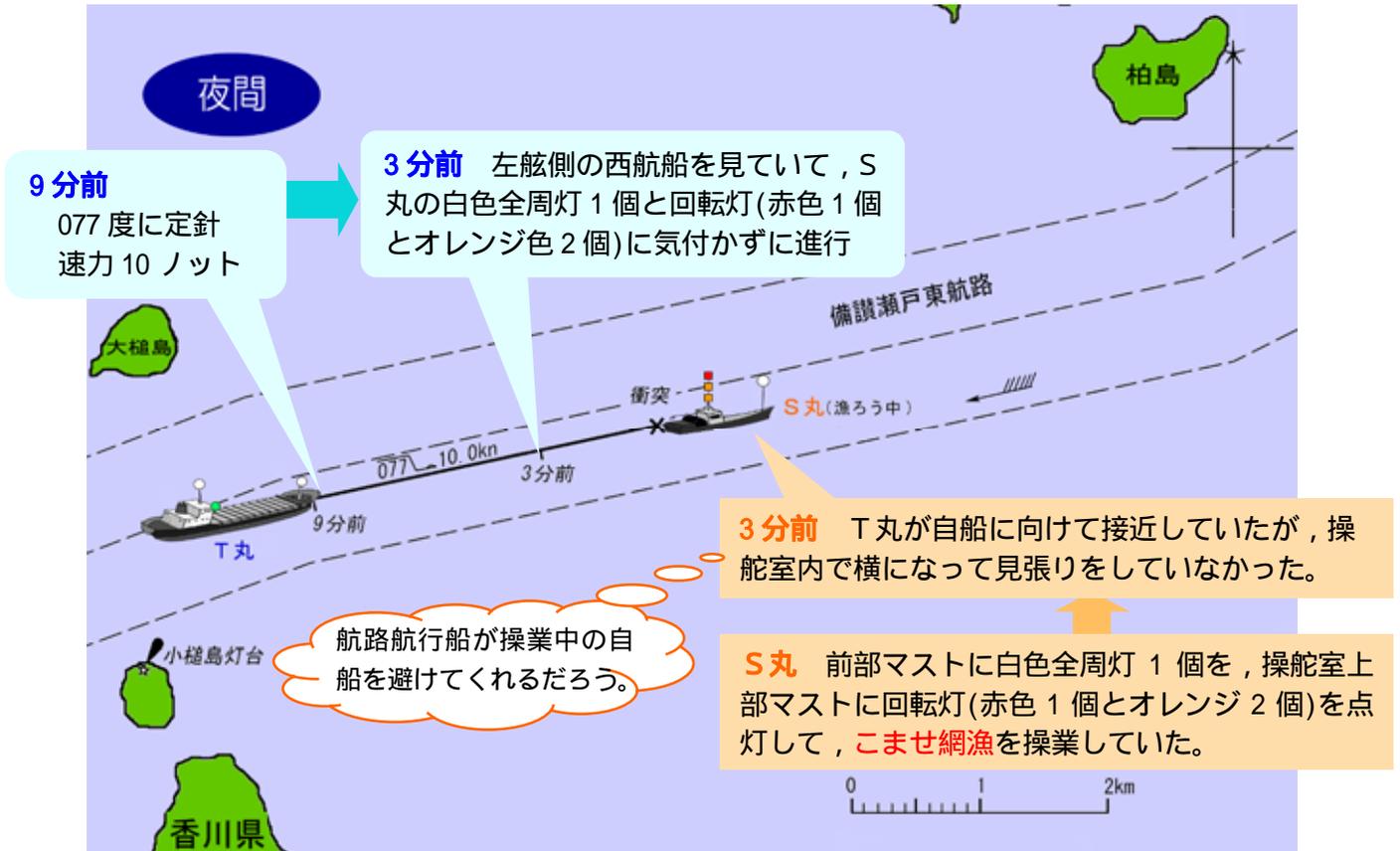
安全第一

夜間、航路内でこませ網漁を操業中の漁船に衝突

T丸：貨物船 499トン 5人乗組み 全長76.6m 塩1,500トン積
S丸：こませ網漁船 19トン 3人乗組み 登録長19.0m
 発生日時・場所：平成14年6月14日21時49分 高松沖の備讃瀬戸東航路
 気象等：晴 無風 西流最強時

海難の概要

夜間の備讃瀬戸東航路東航レーンにおいて、**T丸**は、西航レーンに多数の西航船がいたことから、左舷前方の西航船群を見ていて、前路でこませ網漁を操業中の**S丸**の灯火に気付かないまま進行し、また、**S丸**は、船首を東に向け、西流に対して張ったこませ網の網口中央部に係止して灯火を点灯し、操舵室内で横になっていたため、船尾方から接近する**T丸**に気付かないまま操業中、両船は衝突した。



こませ網漁とは・・・

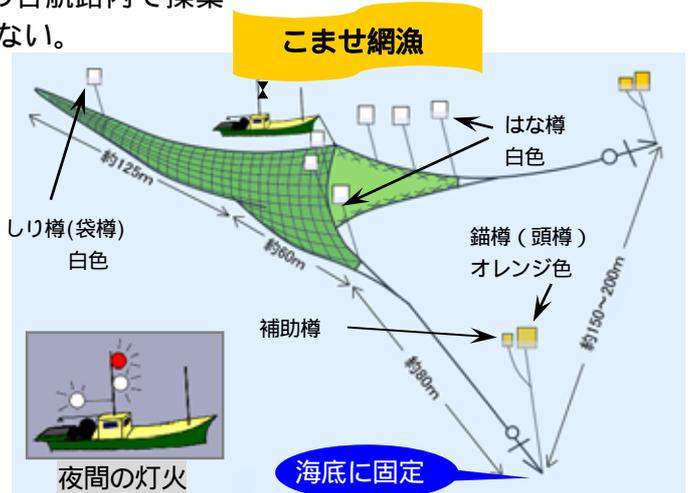
潮流に向かって網を広げ、潮に乗って回遊する魚を待ち受けて採捕する漁法
 備讃瀬戸での漁期は2月～9月。盛漁期は、昼間の操業が4月中旬から5月の連休明けの間で、夜間の操業が5月～8月の間、いずれも備讃瀬戸の各航路内で操業
 漁船は網口の中央部に係止しているので移動できない。

夜間操業時の灯火

紅色・白色全周灯を連掲して表示するとともに、網のある船尾側に白色全周灯を表示する。

■ 網を入れた後も気を抜かずに

たとえ灯火や形象物を表示していても、相手船が気付いていないかも知れません。
 操業中も見張りは怠らずに！
 接近船に対して汽笛やライトで注意喚起を！



2 そうびきトロール漁業に従事中的漁船の漁具に衝突

K丸：貨物船 498トン 4人乗組み 全長76.5m 小麦1,200トン積

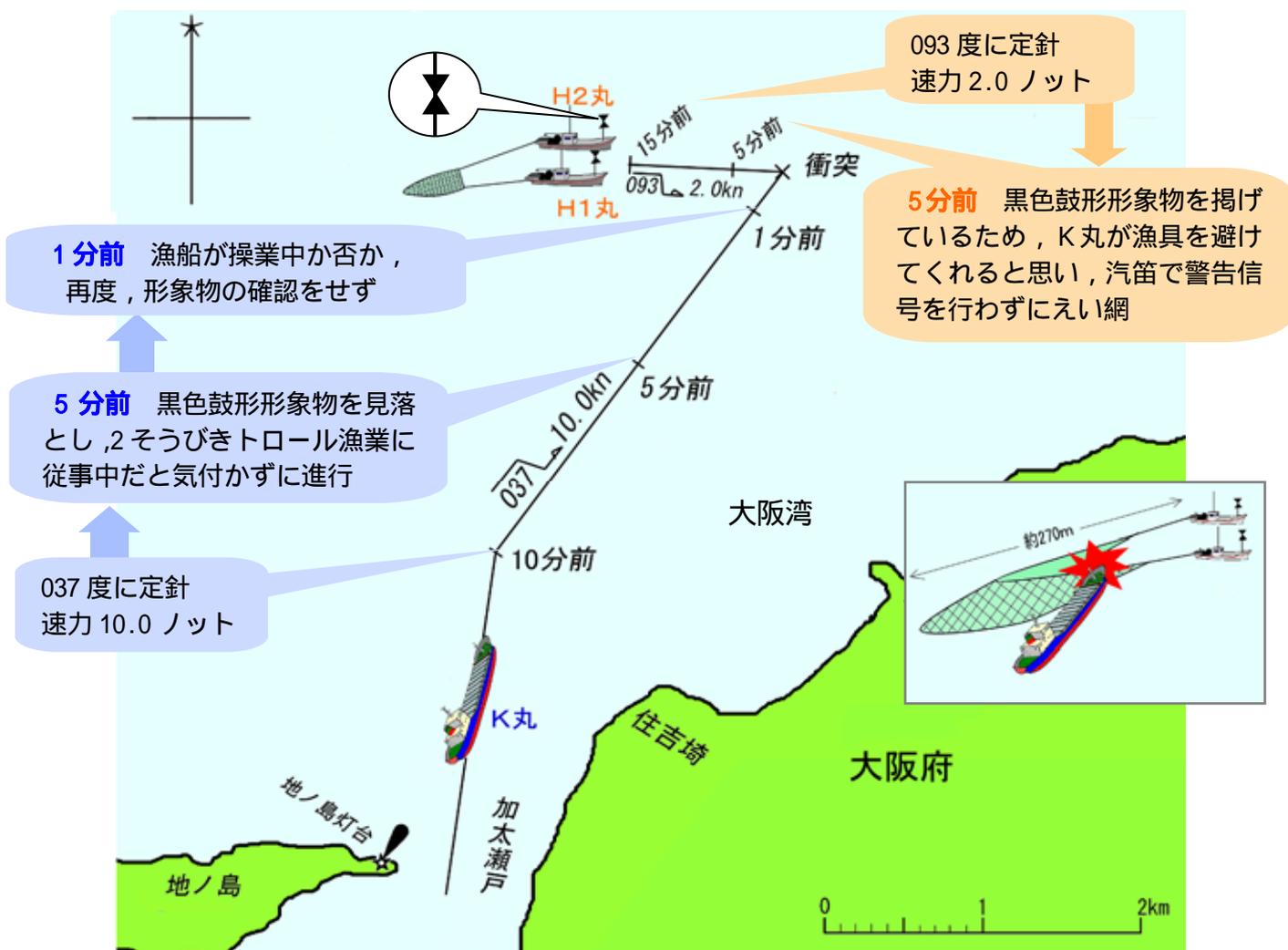
H1丸, H2丸：漁船 9.7トン 1人乗組み 登録長14.4m 2そうびきトロール漁業

発生日時・場所：平成15年10月7日10時30分 大阪湾

気象等：晴 北風 風力3 視界良好

海難の概要

大阪湾において、**K丸**は、**H1丸**及び**H2丸**を視認したが、一見しただけで両船がそれぞれ掲揚していた黒色鼓形の形象物を見落としたため、2そうびきトロール漁業(底びき網漁業)に従事していることに気付かず、両船の船尾方を通過しようとして進行中、また、**H1丸**及び**H2丸**は、漁ろう中の形象物を掲げていたことから、**K丸**が自船を避けてくれると思い、汽笛で警告信号を行わずにえい網を続行中、**K丸**が漁具に衝突した。



速力の遅い漁船には要注意！

漁船の船尾から網をひいている可能性があります。形象物を見落とさないように十分な見張りを。漁船の船尾から十分に離れた安全なコースとしよう。

漁船も汽笛を備えて、警告信号で自己防衛を

漁船は、広い海の上では小さくしか見えません。「見ているはずだ」よりも「見えていないかも」が安全避ける様子になかったら、**汽笛で短音を5回以上吹鳴して警告信号を行おう。**

お互いに注意！

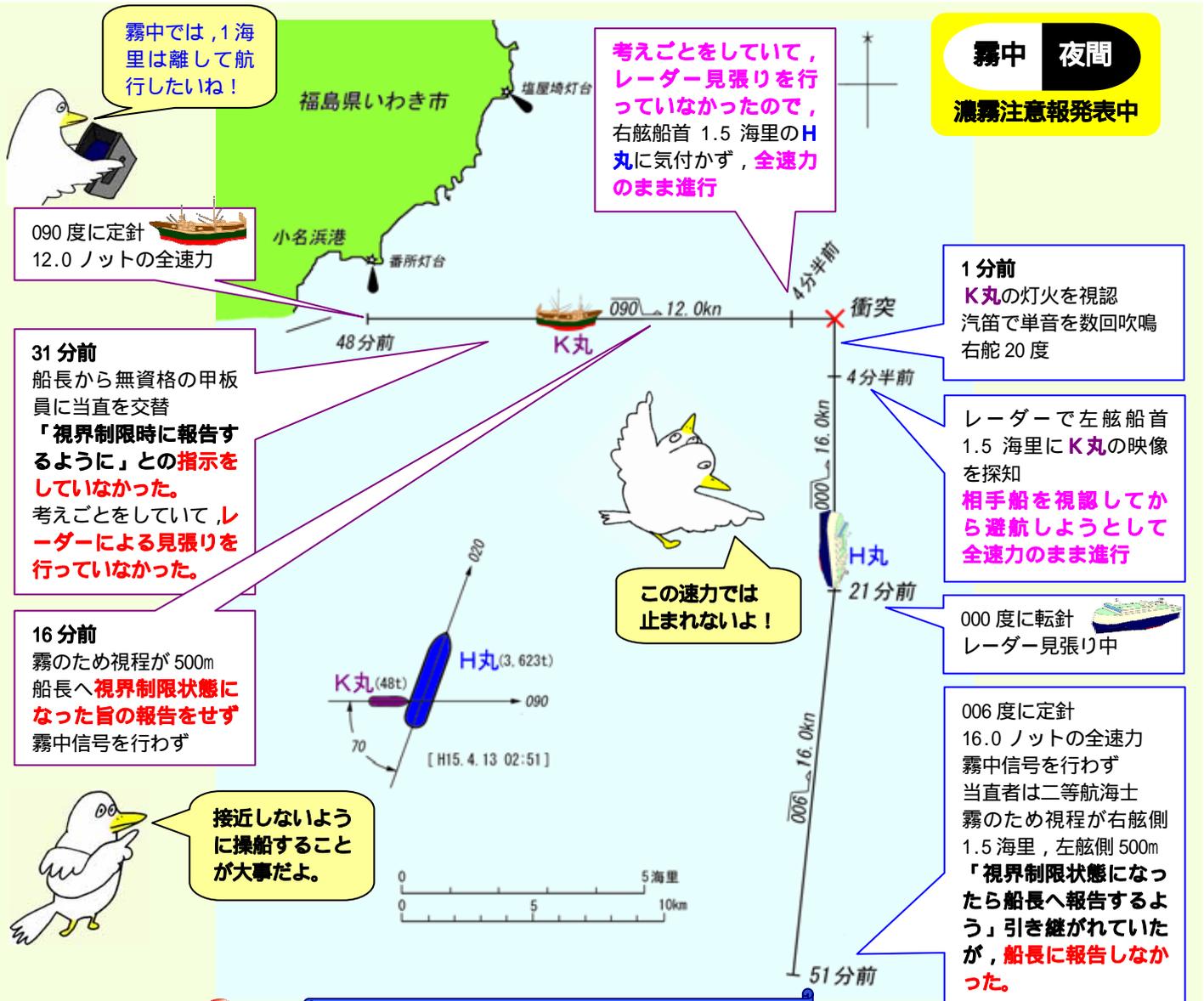


夜間、霧中の塩屋埼沖合で、沖合底びき網漁船が衝突

H丸：自動車運搬船 3,623トン 11人乗組み 全長114.8m 車両652台積載 京浜港 仙台塩釜港
K丸：沖合底びき網漁船 48トン 5人乗組み 全長29.1m 小名浜港 漁場向け
 発生日時・場所：平成15年4月13日02時51分 福島県塩屋埼南東方沖合
 気象等：霧 北北東風 風力2 視程約500m

海難の概要

霧のため視界制限状態となった福島県塩屋埼南東方沖合において、**H丸**は、霧中信号を行わず、安全な速力としないで北上中、レーダーで相手船の映像を感知したものの、相手船を視認してから避航しようとして全速力のまま進行し、一方、**K丸**は、霧中信号を行わず、安全な速力としないで東航中、レーダー見張りを十分に行っていなかったため、右舷方から接近する**H丸**に気付かず、全速力のまま進行し、衝突した。



POINT

濃霧発生 そのときあなたは

霧中での運航基準はどうなっていますか
 船長に報告していますか
 船長が操船していますか
 機関をいつでも使用できますか
 霧中信号を行っていますか

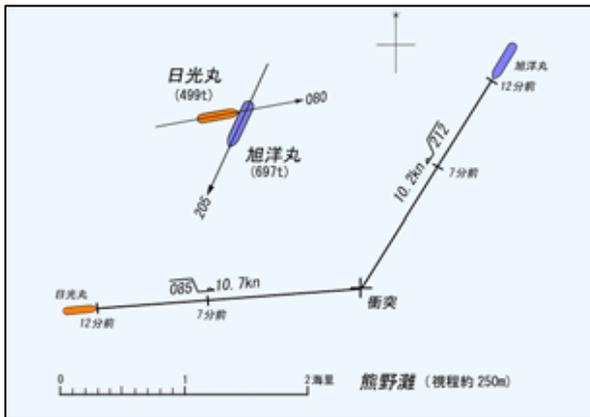
安全な速力になっていますか
 レーダー見張りを強化し、映像を継続監視していますか
 早期に他船との接近を回避していますか (左転禁止)
 回避動作をとった後も、その効果を確認していますか
 接近が避けられなくなったとき、停止していますか

トピックス

■ 油送船旭洋丸・ケミカルタンカー日光丸衝突事件の審判開始を申立

この事件は、平成 17 年 7 月 15 日、霧のため視程約 250m となった熊野灘において、粗製ベンゼン 2,000kl を積載し、四日市港から松山港に向けて全速力で南下中の旭洋丸(7 人乗組み)と、クレオソート 1,000 トンを積載し、水島港から千葉港に向けて全速力で東航中の日光丸(5 人乗組み)とが、同日 04 時 05 分二木島灯台から 150 度 11.6 海里の地点で衝突し、旭洋丸は衝突直後に爆発炎上して船長ほか乗組員 5 人が死亡、日光丸は右舷側が炎上したものです。

横浜地方海難審判理事所は、8 月 30 日、横浜地方海難審判庁に対し、日光丸の船長及び一等航海士を受審人に、旭洋丸の運航管理会社と、日光丸の船舶所有者及び運航管理会社を指定海難関係人に、それぞれ指定して審判開始の申立を行いました。



旭洋丸・日光丸衝突事件参考図



横浜地方海難審判理事所
・審判庁



横浜市中区北仲通 5-57
横浜第 2 合同庁舎 19 階

■ 『練習船海王丸乗揚事件』(第 2 回審判)

この事件は、練習帆船海王丸(2,556t)が、実習生等 104 人を乗せて航海実習の途中、台風避難のため富山湾内の伏木富山港沖合で錨泊していたところ、台風 23 号の接近に伴う暴風と波浪により走錨し、防波堤に打ち寄せられたものです。

横浜地方海難審判庁は、8 月 26 日第 2 回審判を行い、受審人に指定されている船長及び一等航海士に対する尋問を行いました。次回は、10 月 7 日(金)09 時 30 分から同審判庁で、指定海難関係人や証人に対する尋問を行う予定です。

審判傍聴のお問い合わせ (045-201-7501)



第 2 回審判

『子ども霞が関見学デー』を開催！

高等海難審判庁では、8 月 25 日に『子ども霞が関見学デー』を開催しました。

これは、夏休み中の子ども達に、国の行政の中心となっている霞が関での仕事について理解を深めてもらうために、毎年実施しているものです。今年は、あいにく台風 11 号の接近により雨模様の日でしたが、それでも多くの子ども達が高等海難審判庁の審判廷を訪れました。子ども達は、審判官の大きないすに腰をかけて模擬審判での「ちびっこ審判官」を体験し、海にも交通ルールがあることや海での事故をなくさなければいけないことなどを学んでいきました。



高等海難審判庁の審判廷

一人乗り漁船の増加と漁業者等の高齢化で、操業中の転落事故等が身近な問題となっています。そのため、漁協によっては、組合員全員が簡易型のライフジャケットを購入して、操業中に着用しているところもあります。しかし、漁船でのライフジャケットの着用率は、まだ 1 割にも達していません。当庁では、講習会等を通じて粘り強くライフジャケットの着用を働きかけてまいります。

あなたのため、家族のため、目指せライフジャケット着用率 100%!



ご意見をお待ちしております。

〒100 - 8918

東京都千代田区霞が関 2 - 1 - 2

高等海難審判庁 総務課 海難分析情報室

e-mail maia@mlit.go.jp

TEL 03 - 5253 - 8821

FAX 03 - 5253 - 1680

URL (ホームページアドレス)

http://www.mlit.go.jp/maia/index.htm

「まいあ君」作成：清水 史